

姫路市一般廃棄物処理基本計画 概要版

1. 計画の基本的事項

姫路市(以下「本市」という。)では、「姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、平成30年3月に「姫路市一般廃棄物処理基本計画」(以下「現行計画」という。)を策定しました。これは、本市におけるごみ減量の推進や循環型社会形成の指針となる計画です。

この現行計画策定以降、国において、SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みが推進され、また、「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。本市においても、令和3年5月に「SDGs未来都市」に選ばれるなど、国の動向や社会情勢が変わってきました。

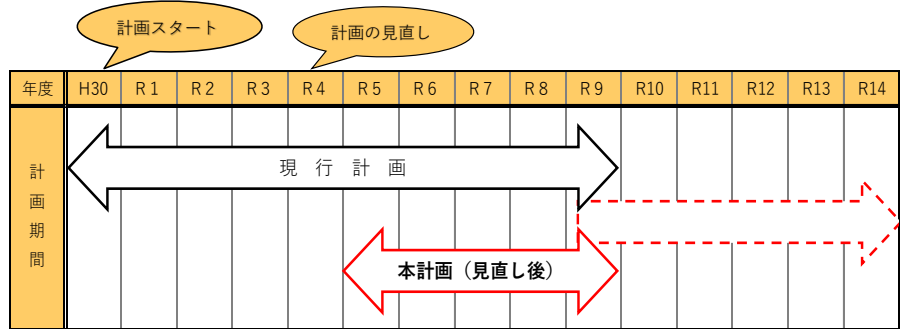
このような状況の変化に対応し、国や兵庫県の計画と整合を図るため、現行計画の見直しを行います。



(資料) 国際連合

2. 計画期間

- 計画期間: 令和5年度～令和9年度
- 計画目標年度: 令和9年度
- 目標年度: 令和14年度

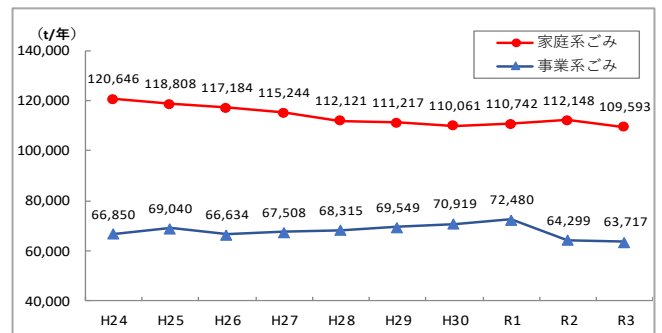


3. ごみ処理基本計画

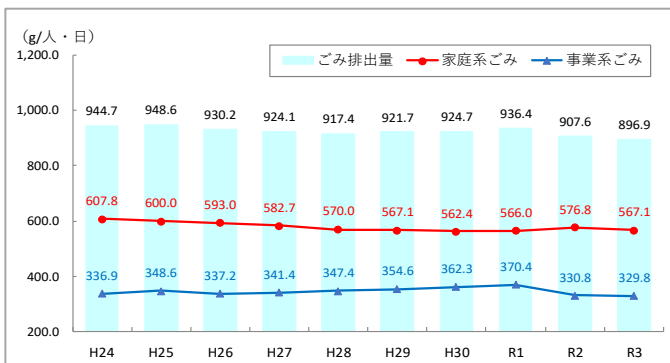
(1) ごみ排出量の現状・実績

- 家庭系ごみは、緩やかな減少傾向にあります。
- 事業系ごみは、増減を繰り返しながら増加の傾向が見られます。
- 全国や兵庫県と比較すると、家庭系ごみの排出量は少なくなっている一方、事業系ごみの排出量は多くなっています。その結果、全体のごみ排出量は、全国や兵庫県より多くなっています。
- なお、令和2～3年度のごみ排出量については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると推測されます。

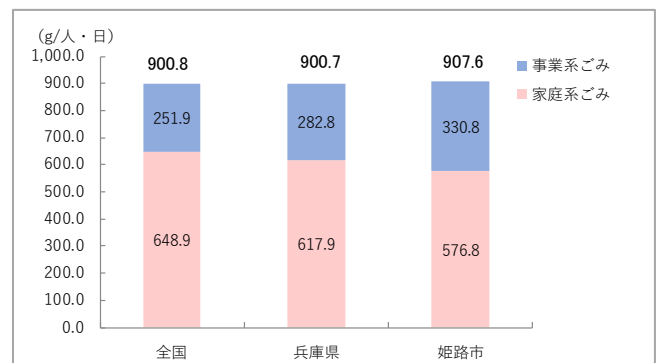
【図1】ごみ排出量の推移



【図2】1人1日当たりの排出量

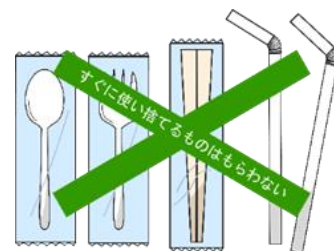


【図3】1人1日当たりの排出量の比較(令和2年度)



(2) 課題の整理

- ごみの排出抑制の推進(食品ロスの削減など)
- 分別の徹底
 - ◇可燃ごみに混入している資源ごみの削減
 - ◇適正なペットボトルの分別(ボトル to ボトルに向けて)の促進
 - ◇分別区分の検討
- ごみ収集運搬・搬入
 - ◇収集運搬効率の向上
 - ◇持込ごみの処理手数料の見直しの検討
 - ◇粗大ごみ(大型ごみ)の排出方法の検討
 - ◇適正処理の推進
- ごみの減量化・資源化
 - ◇家庭ごみ処理の有料化の検討
 - ◇プラスチック資源循環促進法への対応
- 周知・啓発活動(方法)の検討
- 事業者の環境配慮型製品・サービスの開発・普及・提供に対する支援の検討
- 市川美化センター老朽化に伴う新美化センターの整備
- ごみの減量化・資源化による最終処分場の延命化の促進



(3) 計画の全体像

基本的な考え方

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して持続可能なまちづくりを目指す。

- 市民には、「食品ロスの削減」によるごみ減量化の推進や「分別の徹底」による資源化率の改善をはじめとした取組みが求められます。
- 特に「製造業」、「飲食サービス業」、「小売業」を中心とした事業者には環境配慮型事業活動への取組みが求められます。
- 行政には、市民や事業者の取組みを支援し、循環型社会形成へ向けた取組みが総合的・効率的に図られるよう、様々な分野を繋げるコーディネーターとしての役割が求められています。
- 三者協働としては、市民・事業者・行政の3者が協働して、より美しく、魅力ある住み良いまちづくりに取り組むことが求められます。

基本理念

- ・ 3Rが浸透したライフスタイルを実践する市民
- ・ 環境配慮型ビジネススタイルを確立した事業者
- ・ 循環型社会の実現に向けた基盤づくりに努める行政

3者がそれぞれの役割を果たしつつ、協力し合って、

環境にやさしく (E)cological
快適で (C)omfortable
姫路らしい (O)riginal

まちづくりに取り組み、未来に誇れるECOな
まち都市を目指す。

基本方針

- 【基本方針1】 環境問題を意識し、循環型社会にふさわしい暮らしが定着する都市(まち)
- 【基本方針2】 環境負荷低減に配慮した企業活動を行う都市(まち)
- 【基本方針3】 適正かつ高度でありながらも市民生活と調和したごみ処理システムを備えた都市(まち)
- 【基本方針4】 住む人・訪れる人にとって気持ちの良い清潔な都市(まち)

(4) 主な施策

【基本方針1】 環境問題を意識し、循環型社会にふさわしい暮らしが定着する都市

<戦略>

- 1 発生抑制の推進
- 2 再使用の推進
- 3 再生利用の推進
- 4 環境教育・学習の推進

<主な施策>

- 食品ロスの削減、容器包装廃棄物の削減、使い捨てプラの削減
- 詰替え用品の利用、修理品の再利用、リユース市場の活用
- 分別の徹底、資源古紙行政回収・店頭回収の利用促進、リサイクル製品の購入
- 環境問題を考える機会の創出、環境教育に関わる人材の育成



【基本方針2】 環境負荷低減に配慮した企業活動を行う都市

<戦略>

- 1 環境にやさしい経済活動の推進
- 2 環境配慮型生産活動の推進

<主な施策>

- 環境配慮型製品の利用、事業系ごみの資源化の促進、排出者責任の浸透
- 食品ロスの削減、容器包装廃棄物の削減、店頭回収の実施



【基本方針3】 適正かつ高度でありながらも市民生活と調和したごみ処理システムを備えた都市

<戦略>

- 1 循環型社会の実現に向けた取組みの推進
- 2 周知・啓発活動の充実
- 3 新たな処理システムの検討
- 4 適正処理の推進
- 5 新たなごみ処理施設の整備

<主な施策>

- 市民・事業者・各種団体などとの連携の活用、食品ロス削減の取組みの推進、資源物の有効活用
- 周知・啓発の内容の充実、周知・啓発方法の拡充
- ふれあい収集の実施、ごみ処理手数料の見直し
- ごみの適正排出・処理への誘導、効率的で適正な処理体制の構築、最終処分場の安定的な確保
- 新美化センターの整備検討



【基本方針4】 住む人・訪れる人にとって気持ちの良い清潔な都市

<戦略>

- 1 きれいなまちづくりの推進
- 2 3者協働による美化活動の充実

<主な施策>

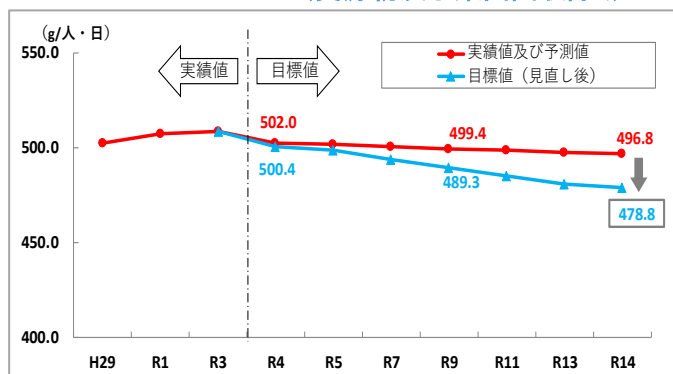
- 不法投棄の防止、まち美化活動の活性化、生活環境美化事業の推進
- 3者協働体制の推進



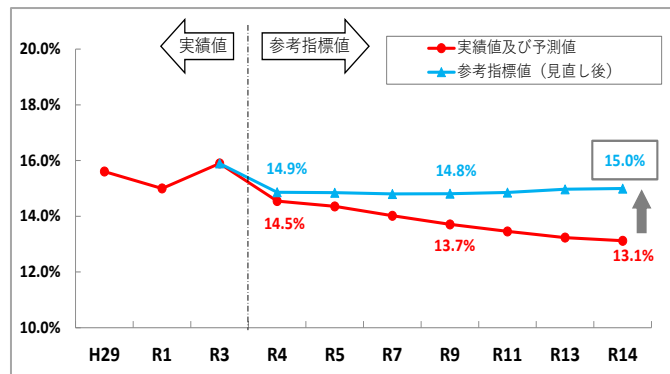
(5) 基本理念の実現に向けたごみの減量目標

【重点目標】1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

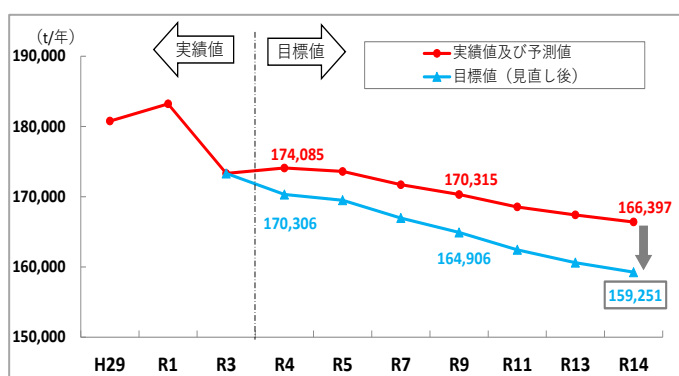
(資源物及び集団回収除く)



【参考指標】資源化率(再生利用率)



【目標】ごみ排出量



<資源化率について>

近年、飲料商品の容器がビンやカンからペットボトルに移行していること、また、民間事業者による資源回収が進んでいる状況等を踏まえて、「資源化率」については、参考指標として将来の予測値及び参考指標値を示すこととします。



4. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理方式別人口の動向と現状

本市の生活雑排水処理人口は、全市民の約97%に達しています。しかし、約1.6万人はし尿くみ取りや単独処理浄化槽のため、生活雑排水が適切に処理されていないまま公共用水域に放流されています。

(2) 基本施策

生活排水処理に係る主な施策は以下のとおりです。

- 下水道整備の推進及び速やかな接続の促進
- し尿・浄化槽汚泥の適正処理
- 合併処理浄化槽の普及促進
- 浄化槽の適正な維持管理の徹底

(3) 生活排水処理の目標

生活排水の適正処理を一層推進するため、生活排水処理の目標は、生活雑排水の未処理人口を減少させることとします。

